

平成 31 年 2 月 日

欠格事由に該当しない旨の届出

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
監事選考委員会委員長 殿

私は、監事選考規程第 10 条第 1 項の規定に基づく届出にあたり、下記の欠格事由に該当しないことを併せて届け出いたします。

自宅住所

氏 名

記

1. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 2 第 7 項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3 第 1 項、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律第 1 条、第 2 条若しくは第 3 条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 10 年を経過しない者
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 10 年を経過しない者
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 10 年を経過しない者

以 上

(A4 版)